

Relationship on a communication between the current Civil Code,
the amended Civil Code and revenue recognition standards in general.

意思疎通に関する現行民法と改正民法と収益認識基準全般の関係

基本的な概念名 (一般的な呼び名)	現行民法	2020年4月1日施行 改正民法	収益認識基準 (法人税法や企業会計基準や 各種会計指針等での取扱い)
到達主義	民法は、到達主義を原則とする。	民法は、到達主義を原則とする。 (この点は実は改正点ではない。)	着荷基準(もしくは引渡基準) (収益認識基準には「これが原則である。」という基準はない。 収益認識に際しては、取引の実態に応じて最も適していると考えられる収益認識基準を1つ選択し継続的に会計処理を行う、という考え方である。)
了知主義	規定や考え方としては民法に存在しない。 民法では、従前から到達主義のみを採用している。	規定や考え方としては改正民法にも存在しない。 民法では、今後とも到達主義のみを採用する。 (到達主義が原則であるという点に改正はない。)	検収基準や航海完了基準や工事完成基準や取引完了基準 (収益認識基準には「これが原則である。」という基準はない。 収益認識に際しては、取引の実態に応じて最も適していると考えられる収益認識基準を1つ選択し継続的に会計処理を行う、という考え方である。)
発信主義	規定や考え方としては民法に存在しない。 民法では、従前から到達主義のみを採用している。	規定や考え方としては改正民法にも存在しない。 民法では、今後とも到達主義のみを採用する。 (到達主義が原則であるという点に改正はない。)	出荷基準や貨物積切基準 (収益認識基準には「これが原則である。」という基準はない。 収益認識に際しては、取引の実態に応じて最も適していると考えられる収益認識基準を1つ選択し継続的に会計処理を行う、という考え方である。)